

(有)吉田産業一般事業主行動計画書(第1回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう次のように行動計画を策
定します。

1、計画期間

平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日までの3年間

2、内容

目 標 1

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知
や情報提供を行う。

< 対 策 >

平成27年9月1日～

インターネット・日本年金機構などから制度に関する情報を収集・作成し掲示板に掲載
する又は、必要に応じて社員に配布する。

目 標 2

育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る。

< 対 策 >

平成27年10月1日～

ハローワークへ産休の代替要員として求人申し込み代替要員を確保する。
仕事のやり方についてマニュアル等を整備し他の人が援助できる体制を整える。
OJT等により従業員の能力アップを図り職務の分担やそれに対応できる人材を
育成する。

目 標 3

育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務
体制の見直し内容、業務体制の見直しを図る。

< 対 策 >

平成28年10月1日～

復帰後の業務量、業務内容の見直し・休業後の復帰を円滑に行うために面談を
実施する。

平成27年12月10日～

電話やメール等により、休業中の従業員との連絡を密にし、業務の進捗状況の
報告など情報提供し、復職しやすい環境を整える。